

南会津町地域防災計画

令和7年3月

南会津町防災会議

総 目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の推進及び修正	3
第5節 計画の周知徹底	3
第6節 平成23年新潟・福島豪雨災害の教訓	4
第2章 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第1節 災害対策の基本理念	5
第2節 基本方針	5
第3節 発生直前及び発生後の活動目標	7
第3章 南会津町の概況と災害要因の変化	9
第1節 南会津町の自然的条件	9
第2節 南会津町の社会的条件	10
第3節 南会津町における社会的災害要因の変化	10
第4節 南会津町における主な災害の履歴	12
第4章 南会津町の地震災害と地震想定調査	14
第1節 既往の地震災害と本町における地震発生特性	14
第2節 地震被害の想定	15
第3節 想定調査成果の活用（町における震災対策の検討）	17
第5章 調査研究推進体制の充実	18
第1節 町の調査研究体制	18
第6章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	19
第1節 防災関係機関の実施責任	19
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第7章 住民等の責務	26
第1節 住民の責務	26
第2節 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	26

第8章 防災ビジョン	27
第1節 防災ビジョン策定の背景	27
第2節 防災ビジョン～「先を読む防災力で、まちを守る」	27
第3節 防災アクションプログラム	28

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画	1
第1節 防災組織の整備・充実	3
第2節 防災情報通信網の整備	8
第3節 気象等観測体制	11
第4節 災害別予防対策	13
第5節 火災予防対策	22
第6節 建造物及び文化財災害予防対策	25
第7節 電力、ガス施設災害予防対策	27
第8節 緊急輸送路等の指定	30
第9節 避難対策	32
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	47
第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	49
第12節 航空消防防災体制の整備	52
第13節 防災教育	54
第14節 防災訓練	58
第15節 自主防災組織の整備	61
第16節 要配慮者対策	64
第17節 ボランティアとの連携	73
第18節 災害時相互応援協定の締結	76
第2章 災害応急対策計画	79
第1節 応急活動体制	81
第2節 職員の動員配備	90
第3節 災害情報の収集伝達	93
第4節 通信の確保	105
第5節 相互応援協力	107
第6節 災害広報	111
第7節 水防計画	112
第8節 救急・救助	114
第9節 自衛隊災害派遣	116
第10節 避難	120
第11節 避難所の設置・運営	128
第12節 医療（助産）救護	133

第13節	緊急輸送対策	135
第14節	防疫及び保健衛生	137
第15節	廃棄物処理対策	140
第16節	救援対策	143
第17節	被災地の応急対策	146
第18節	応急仮設住宅の供与	149
第19節	死者の搜索、遺体対策等	153
第20節	生活関連施設の応急対策	156
第21節	文教対策	163
第22節	要配慮者対策	167
第23節	ボランティアとの連携	171
第24節	災害救助法の適用等	173
第25節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	177
第26節	雪害応急対策	182
第3章	災害復旧計画	186
第1節	施設の復旧対策	188
第2節	被災地の生活安定	192

第3編 地震災害対策編

第1章	災害予防計画	1
第3節	家屋密集地の防災対策	3
第4節	上水道、下水道施設災害予防対策	7
第5節	電力、ガス施設災害予防対策	9
第6節	道路及び橋りょう等災害予防対策	12
第7節	河川等災害予防対策	14
第8節	地盤災害等予防対策	15
第9節	火災予防対策	17
第10節	積雪・寒冷対策	19
第15節	航空消防防災体制の整備	21
第2章	災害応急対策計画	23
第1節	応急活動体制	25
第2節	職員の動員配備	27
第3節	地震災害情報の収集伝達	29
第7節	消火活動	34
第8節	救急・救助	37
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	39
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	40

第3章 災害復旧計画	43
第2節 被災地の生活安定	44

第4編 事故対策編

第1章 航空災害対策計画	3
第1節 航空災害予防対策計画	3
第2節 航空災害応急対策計画	4
第2章 鉄道災害対策計画	6
第1節 鉄道災害予防対策計画	6
第2節 鉄道災害応急対策計画	7
第3節 鉄道災害復旧対策計画	7
第3章 道路災害対策計画	9
第1節 道路災害予防対策計画	9
第2節 道路災害応急対策計画	10
第3節 道路災害復旧対策計画	12
第4章 危険物等災害対策計画	13
第1節 危険物等災害予防対策計画	13
第2節 危険物等災害応急対策計画	15
第3節 危険物等災害復旧対策計画	17
第5章 大規模な火事災害対策計画	18
第1節 大規模な火事災害予防対策計画	18
第2節 大規模な火事災害応急対策計画	20
第3節 大規模な火事災害復旧対策計画	21
第6章 林野火災対策計画	23
第1節 林野火災予防対策計画	23
第2節 林野火災応急対策計画	24
第3節 林野火災復旧対策計画	26

第5編 原子力災害対策編

第5編 原子力災害対策編	3
---------------------	---

第1編

總則

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の推進及び修正	3
第5節 計画の周知徹底	3
第6節 平成23年新潟・福島豪雨災害の教訓	4
第2章 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第1節 災害対策の基本理念	5
第2節 基本方針	5
第3節 発生直前及び発生後の活動目標	7
第3章 南会津町の概況と災害要因の変化	9
第1節 南会津町の自然条件	9
第2節 南会津町の社会条件	10
第3節 南会津町における社会的災害要因の変化	10
第4節 南会津町における主な灾害の履歴	12
第4章 南会津町の地震災害と地震想定調査	14
第1節 既往の地震災害と本町における地震発生特性	14
第2節 地震被害の想定	15
第3節 想定調査成果の活用（町における震災対策の検討）	17
第5章 調査研究推進体制の充実	18
第1節 町の調査研究体制	18
第6章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	19
第1節 防災関係機関の実施責任	19
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第7章 住民等の責務	26
第1節 住民の責務	26
第2節 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	26
第8章 防災ビジョン	27
第1節 防災ビジョン策定の背景	27
第2節 防災ビジョン～「先を読む防災力で、まちを守る」	27
第3節 防災アクションプログラム	28

第1章 計画の目的及び方針

第1節 計画の目的

この計画は、町内の地震災害、風水害、雪害、事故災害等に対処するため、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町が、本計画に基づき災害に強い、安全な町づくりを進めるとともに、県や他の防災関係機関等と相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に發揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画で、風水害、雪害、地震災害、事故災害、原子力災害に関する計画としており、その災害は暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害として定めたものであり、福島県地域防災計画と連携した計画である。

第3節 計画の構成

南会津町地域防災計画は、次の各編で構成する。

- 第1編 総 則
- 第2編 一般災害対策編：風水害及び雪害の対策について定める。
- 第3編 地震災害対策編：地震災害の対策について定める。
- 第4編 事 故 対 策 編：航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。
- 第5編 原子力災害対策編：原子力災害対策について定める。
- 資 料 編：各編に関連する各種資料を掲載する。

第4節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、町はこれに基づく職員行動マニュアルを作成し、その基本的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5節 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

第1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

第2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、防災情報の徹底を図るものとする。

第6節 平成23年新潟・福島豪雨災害の教訓

本町は、平成23年7月に新潟・福島豪雨災害に見舞われ、災害救助法が適用される事態となつた。

新潟・福島豪雨災害の教訓とは、主として以下に挙げる事項である。今後、本計画の記載事項が確実に履行され、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために万全の体制が確立されるまで、この教訓は町職員や防災関係機関が忘れてはならないことであり、ここに記載するものである。

- ①配備発令情報は、全職員に確実に伝える。
- ②休日・勤務時間外の非常参集に対する職員の意識を高める。
- ③支所間、部署間における災害に対する認識の温度差を解消する。
- ④災害対応の経験技術を持つ人材は、現在の配置部署の災害時の事務分掌内容に関わらず、経験能力を有効に発揮できるよう活用する。
- ⑤管轄支所には地域を熟知した地元出身職員を配備し、災害時に迅速な対応ができるような体制を敷く。
- ⑥情報の収集伝達や通信、災害広報の担当部署の乱立による混乱を解消し、統括的な情報集約・共有を可能にし、住民に対する明確な情報伝達や報道機関等に対する適切な対応を実現する。
- ⑦電話回線の途絶、防災行政無線の量的不足、メンテナンス不足などから通信手段が確保できない状況にならぬよう、必要施設等への通信設備の配備及びメンテナンスを行うとともに、最新のIT技術に対する調査研究を行い、有効な通信手段があれば導入する。
- ⑧防災訓練は定期的に必ず実施する。
- ⑨要配慮者の事前把握に万全を期す。
- ⑩職員や住民に対して避難所や避難マニュアルを周知徹底する。
- ⑪危険を顧みずに行動しがちになる職員の安全を確保する。
- ⑫地域防災計画に記載された事項は、町の責務として確実に履行する。

► 第2章 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標 ◀

第1節 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2節 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

第1 地域自立型防災対策の推進

1 自立的防災生活圏の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、各々の生活圏の自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い町づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

2 災害に強いコミュニティの形成

大規模な災害の発生直後においては、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられ、行政による迅速な対応には、ある程度の限

第1編 総 則

第2章 基本方針と活動目標

界があるものと考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくため、地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していく体制をあらかじめ整備しておかなければならぬ。

そのため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

第2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応援活動が重要となる。迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしくみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

第3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片的な情報しか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できない場合であっても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためにには、町及び防災関係機関等を含めた応急対策活動のマニュアルづくりが重要となる。

さらには、日頃、防災と関係の薄い部局においても、災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるため、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

第4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動には限界があるため、すべての職員がいざというときに防災担当になることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前に防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全序的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

第5 平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざというときにどのような

ことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

第3節 発生直前及び発生後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、災害発生直前及び直後の基本的な事項について活動目標を整理する。

一般災害

活動区分	活動目標
直前対応	<p>■災害直前活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難場所の開設と運営 ・水防活動や、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<p>■初動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被害情報の収集・解析・対応 <p>■生命・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<p>■被災者の生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復及び代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施

第1編 総則
第2章 基本方針と活動目標

復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・都市環境の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

地震災害

発災後フェーズ	活動目標	
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策
4日目～1週間	応急対応期1	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期2	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア・がれき等の撤去 ・都市環境の回復・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第3章 南会津町の概況と災害要因の変化

第1節 南会津町の自然的条件

南会津町は、平成18年3月20日に田島町・館岩村・伊南村・南郷村が合併し新たに設置された町である。

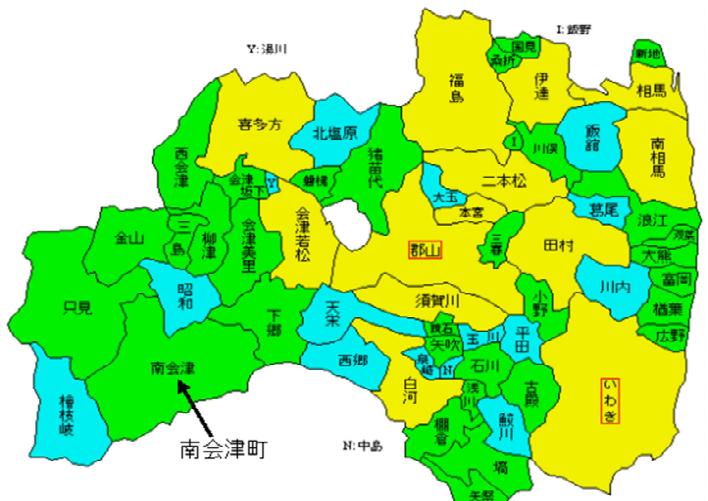
町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、さらには、大沼郡昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市及び日光市に接して、東西43 km、南北38 km、総面積886.47 km²と県内では二番目に広大な面積を有している。駒止峠と中山峠を境に、田島地域は阿賀川（大川）流域、館岩地域・伊南地域・南郷地域は伊南川流域に分かれた農山村地帯である。

地形は、越後山系から連なる館岩地域の帝釈山（標高2,060m）を最高峰とし、四方を山で囲まれた山岳地帯で山地は急峻であり、森林が大部分を占めている。

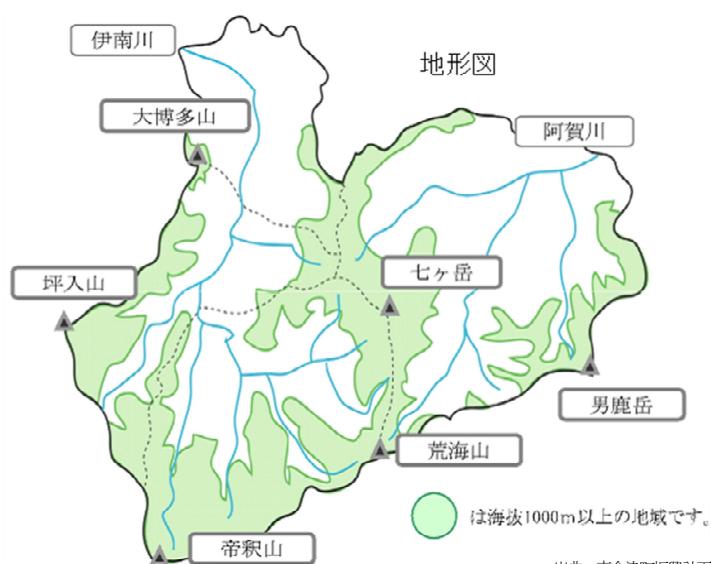
気候は、夏は朝夕しのぎやすい大陸型、冬は厳しい日本海型に属し、特に館岩地域、伊南地域、南郷地域は、特別豪雪地帯に指定され、冬期間は2メートルを超える積雪となる。

土地利用の状況は、91%が森林で占められており、自然的土地利用が98%以上を占め、宅地利用はわずか1%に満たない数字となっている。

河川は、阿賀野川水系の阿賀川と伊南川の2つを有し、水系とその支流沿いに国道が走り、そこに集落が散在している。



出典：<http://mujina.sakura.ne.jp/history/etc/index.html>



出典：南会津町振興計画

第2節 南会津町の社会的条件

第1 人口

町の人口は、昭和30年の約34,700人をピークに年々減少し、昭和35年に約34,100人あった人口は、平成27年には約16,200人、令和2年には14,451人にまで減少している。

第2 土地利用

本町の総面積886.47km²のうち、地目別の土地利用面積がもっとも広いのは森林で、総面積の91.3%を占めている。次いで、農用地と水面・河川・水路がともに2.5%となっている。

土地利用状況

地目	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	総面積
実数(km ²)	22.0	809.4	0.1	22.3	9.2	5.6	17.9	886.5
構成比(%)	2.5	91.3	0.0	2.5	1.1	0.6	2.0	100.0

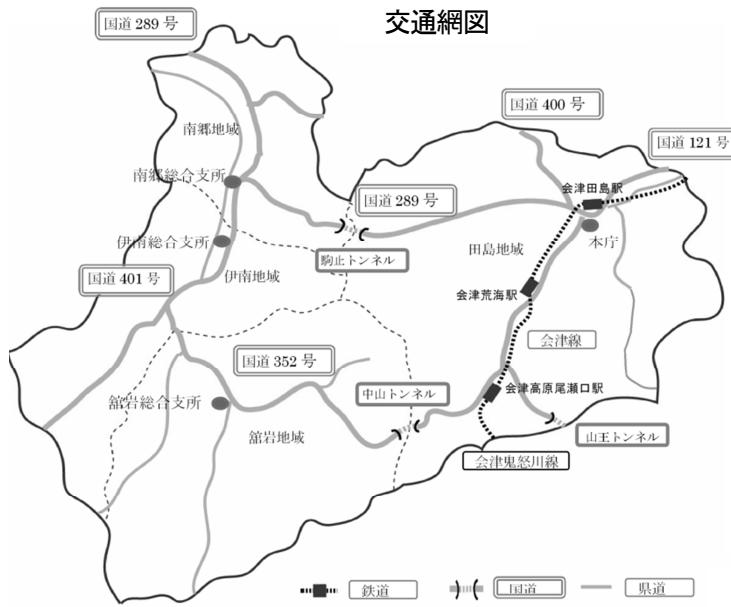
出典：国土利用計画

第3 交 通

町の道路交通体系は、国道121号、289号、352号、400号、401号、一般県道、町道を基幹道路とした道路網が形成されている。近年は国県道の改良、整備が進み会津若松市、県南地方、東京方面への時間と距離が短縮された。これら交通条件の緩和により、社会的、経済的利便は向上しているが、山間豪雪地帯という自然的、立地的制約は、経済文化の進展を遅延させ地域格差の要因となっている。町は特別豪雪地帯に指定されている地域もあり、除雪路線の拡大強化や防雪施設等の整備を図り、冬期間の交通の確保と住民生活の安定を図る必要がある。

一方、町は、会津若松市や尾瀬への観光ルートでもあり、当方と関東圏を結ぶ最短の基幹道路である栃木県の国道400号尾頭トンネルの開通等

により、交通量が増加している。また、町には会津線、会津鬼怒川線が縦貫しており、町民の足として活用されている。



出典：南会津町振興計画

第3節 南会津町における社会的災害要因の変化

第1 過疎化・少子高齢化

町は、県内でも過疎化・高齢化の進んだ地域であり、現在の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を基に推計すると、令和22年には人口が11,000

人を切り、令和42年には6,600人程度まで減少すると予想されている。また、老人人口(65歳以上)が総人口に占める割合は、年々急激に増加し、昭和55年には14.5%だったが、平成27年には38.0%まで上昇している。

このため、災害時における災害応急活動を行うためのマンパワー不足や、要配慮者となりうる高齢者の被害が増大する可能性が高く、地域における防災体制の整備や要配慮者対策に取り組む必要がある。

第2 観光客等の増大

町は、地域全体が豊富な自然資源に恵まれており、温泉施設やスポーツ施設等の整備を進めながら、情報を発信し、観光客の誘致に努めている。このうち町内の4つのスキー場には毎年多くの観光客が訪れており、これらの来訪者に対しての災害時の避難誘導措置等、日頃からの防災対策が必要である。

第3 ライフライン施設への依存度の増大

生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けた場合、復旧に時間を要するだけではなく、二次災害の危険性も含んでいる。さらに、行政機関においても、これら施設への依存度は高く、初動体制への影響も考えられる。

そのため、ライフラインの計画的な耐震化の推進や災害時における迅速な応急対策等に努める必要がある。

第4 コミュニティ意識の低下

社会一般的に近隣住民同士のつながりが希薄となっている今日、本町においても、徐々にではあるがコミュニティ意識の低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

第1編 総則

第3章 南会津町の概況と災害要因の変化

第4節 南会津町における主な災害の履歴

これまでの南会津町の主な災害の履歴は、次のとおりである。

災害履歴(1)

発生年月日	災害名	発生箇所	被害内容	
慶長 16 年 9 月 27 日 1611. 9. 27	地震	会津	マグニチュード：6.9 若松城下とその付近で社寺・民家の被害が大きく、死者 3700 余。山崩れが只見川を塞ぎ、南北 60km の間に多数の沼を作った。	
天和 3 年 10 月 20 日 1683. 10. 20	地震	下野・岩代	マグニチュード：7.0 下野国三依川五十里村で山崩れ川を塞ぎ、湖を生じた。会津・日光でも山崩れ、石垣崩れなどの被害。 2 日間で地震 760 回余、1 ヶ月で 1400 回余、江戸で有感。	
昭和 9 年 5 月 10 日 1934. 5. 10	火災 (第 1 回田島大火)	田島	罹災戸数：179 戸 罹災人員：893 人	
昭和 16 年 7 月 22 日 1941. 7. 22	水害	田島一帯	家屋流出：3 戸 浸水家屋：27 戸 冠水田畠：657ha	工場流出：1 戸 堤防決壊：11 ヶ所 橋梁流失：24 ヶ所
昭和 18 年 8 月 12 日 1943. 8. 12	地震 (田島地震)	田島町付近	マグニチュード：6.2 崖崩れや壁など小被害があった。	
昭和 21 年 5 月 20 日 1946. 5. 20	火災 (第 2 回田島大火)	田島	罹災戸数： 455 戸 罹災人員：2,412 人	
昭和 33 年 9 月 17 日 1958. 9. 17	水害 (台風 21 号)	南郷村周辺	河川の氾濫、清水の出水が増大し、大洪水となる。道路、橋梁の被害も甚大となった。花岡商店が流失、山口郵便局並びに田島電電公社山口駐在員詰所が半倒壊した。さらに南会西部高校の校舎の一部、体育館・寄宿舎が流失した。全壊 1、流失 12、半壊 5、床上浸水 78、床下浸水 79 戸、非住宅の被害は 40 棟。村の被害総額は約 3 億 200 万円に達した。	
昭和 33 年 9 月 27 日 1958. 9. 27	水害 (台風 22 号) (狩野川台風)	田島一帯	家屋流出：9 戸 床下浸水：139 戸 道路被害：33 ヶ所 畑流出： 9. 6ha 畑土砂流入：6. 4ha 畑冠水：18. 8ha	家屋半壊：3 戸 床上浸水：44 戸 田流出： 2. 9ha 田土砂流入：9. 2ha 田冠水：57. 6ha 被害総額： 114 百万円
昭和 34 年 9 月 26 日 1959. 9. 26	水害 (台風 15 号) (伊勢湾台風)	南郷村周辺	南会西部高校は陸の孤島と化し、校庭は伊南川本流となつた。村の被害総額は約 5300 万円。	
昭和 39 年 4 月 30 日 1964. 4. 30	火災	多々石 ・古町地区	住宅全焼 86 棟 非住宅全焼 112 棟 被害総額 4 億 200 万円	
昭和 41 年 9 月 9 日 1966. 9. 9	水害 (台風 26 号)	青柳橋	青柳橋落橋	
昭和 44 年 8 月 1969. 8	豪雨	古町 小瀧川増水	死者 1 名 小瀧川増水	
昭和 44 年 8 月 1969. 8	豪雨	館岩一帯	被害総額：97, 160 千円	
昭和 44 年 8 月 12 日 1969. 8. 12	集中豪雨	南郷村周辺	床上浸水 70 戸、床下浸水 111 戸、河川・道路の決壊多数。村の最終被害総額は約 10 億 5000 万円に達した。	
昭和 44 年 10 月 24 日 1969. 10. 24	火災	南郷村	東地区の農家住宅が 11 棟全焼。	
昭和 47 年 9 月 1972. 9	風・水害 (台風 20 号)	館岩一帯	住宅一部破損：7 戸 住宅床下浸水：2 戸 道路決壊：4 箇所 土砂崩れ：1 箇所 被害総額：33. 430 千円	非住宅一部破損：9 戸 学校施設一部損壊：3 箇所 路面流出：3 箇所 橋流出：1 箇所

災害履歴(2)

発生年月日	災害名	発生箇所	被害内容
昭和49年7月28日 1974.7.28	集中豪雨	南郷村周辺	床上浸水27戸、床下浸水99戸、伊南川支流の各河川の増水、農地道路への土砂流入。
昭和57年8月 1982.8	風・水害 (台風20号)	館岩一帯	法面崩壊、路肩決壊・流出:32路線 農地湖畔決壊:4箇所 水路等決壊:9箇所 農作物:46ha 被害総額:3億323万9千円
平成16年7月 2004.7	平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県中越地方・福島県会津地方	平成16年7月12日から13日にかけ、新潟県中越地方・福島県会津地方を中心に13日朝から昼ごろにかけて非常に激しい雨が降り、只見町では333mmを観測するなど、記録的な大雨となった。この大雨により、新潟・福島県において河川の決壊・氾濫や土砂災害が相次ぎ、人的被害で死者16人、負傷者4人、住家被害で全壊70棟、半壊5,354棟、床上浸水2,149棟、床下浸水6,208棟などの被害がもたらされた。その他、停電、断水、電話の不通等が発生し、交通機関にも大きな影響が出た。
平成16年10月23日 2004.10.23 午後5時56分	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	新潟県 中越地方 (北緯37.3度、 東経138.9度)	新潟県中越地方を震源としてM6.8(深度6強)の直下型地震が発生。 南会津町管内では、旧田島町・旧伊南村・旧南郷村で震度4を観測したが、この地震による人的・物的被害はなかった。
平成19年7月16日 2007.7.16 午前10時13分	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	新潟県 中越沖 (北緯37.33度、 東経138.36度)	新潟県上中越沖を震源としてM6.8(震度6強)の直下型地震が発生。 南会津町(田島地域)においても震度3の地震を観測したが、この地震による人的・物的被害はなかった。
平成23年3月11日 2011.3.11 午後2時46分	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	三陸沖 (北緯38.06度、 東経142.51度)	牡鹿半島の東南東約130km付近(三陸沖)の深さ約24kmを震源として発生。Mw(モーメントマグニチュード)9.0と日本国内においては観測史上最大であるとともに、世界でも4番目に大きな巨大地震であった。南会津町(田島地域)では震度5弱を観測したが、この地震による人的・物的被害はほとんどなかった。津波に端を発して福島県第一原子力発電所において原子力事故が発生し、これに伴う放射性物質漏れにより周辺住民が避難生活を余儀なくされ、本町へも南相馬市民を中心として最大700人の避難者が避難した。
平成23年7月 2011.7	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県中越地方・福島県会津地方	平成23年7月27日から30日にかけ、新潟県中越地方・福島県会津地方を中心に29日昼前から局的に80ミリを超える猛烈な雨が断続的に降り、只見町で総雨量711.5mmを観測するなど、平成16年7月新潟・福島豪雨を上回る、記録的な大雨となった。 [町内の総雨量] 南会津町南郷294.0mm、南会津町館岩278.5mm、南会津町田島215.5mm [住家被害] 全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1棟、床上浸水10棟、床下浸水10棟
平成27年9月 2015.9	平成27年9月関東・東北豪雨	関東地方・東北地方	平成27年9月9日から11日にかけ、台風第18号から変わった低気圧に湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方で記録的な豪雨となった。 本町でも、館岩と南郷で24時間降水量の気象庁観測史上1位を更新するなど豪雨となり、特に館岩地域と田島地域に甚大な被害をもたらした。 [町内の総雨量] 南会津町館岩322.0mm、南会津町田島211.0mm、南会津町南郷205.5mm [住家被害] 一部損壊1棟、床上浸水10棟、床下浸水56棟
令和元年10月 2019.10	令和元年東日本台風	東日本一帯	令和元年10月12日に静岡県に上陸し、関東地方を通過した台風第19号は、広い範囲で大雨、暴風となり、福島県では大雨特別警報が発表された。 本町でも、田島・館岩・南郷の各観測所の24時間降水量が観測史上1位を更新するなどの大雨となった。 [町内の総雨量] 南会津町館岩286.0mm、南会津町田島244.0mm、南会津町南郷164.0mm [住家被害] 半壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水2棟

▶ 第4章 南会津町の地震災害と地震想定調査 ◀

第1節 既往の地震災害と本町における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震とプレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震の二つである。

第1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

1 活断層分布特性

町近傍の顕著な活断層は、会津盆地西縁部に認められる。会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。

第2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

1 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部のために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

第3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

1 地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となつた。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

2 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に障害が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

第2節 地震被害の想定

第1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。福島県では平成10年3月に地震被害想定調査結果を公表したところであるが、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映した上で、令和4年度に約20年ぶりに全面的に見直しを行った。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

第2 想定地震の設定

県の調査における想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）である。

- 1 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震
- 2 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震
- 3 想定東北地方太平洋沖地震
- 4 各市町村直下の地震

第3 定量被害想定結果の概要

各想定地震の定量被害想定結果の概要を以下に示す。

想定地震の定量被害想定結果

被害想定分野	被害想定結果			
	福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
南会津町の想定震度階	2～4	5+ (部分的な区域)	1～2	4

第4 想定地震別の地震被害発生の特性

想定地震の中で最も町に影響を及ぼすと予想される「会津盆地西縁断層帯地震」について、その特性を以下に示す。

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津若松市、会津坂下町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、木造大破棟11,000棟、非木造倒壊棟約350棟にも及ぶ被害の発生が想定される。

この地震による人的被害については、死者が最大で750人近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500人を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

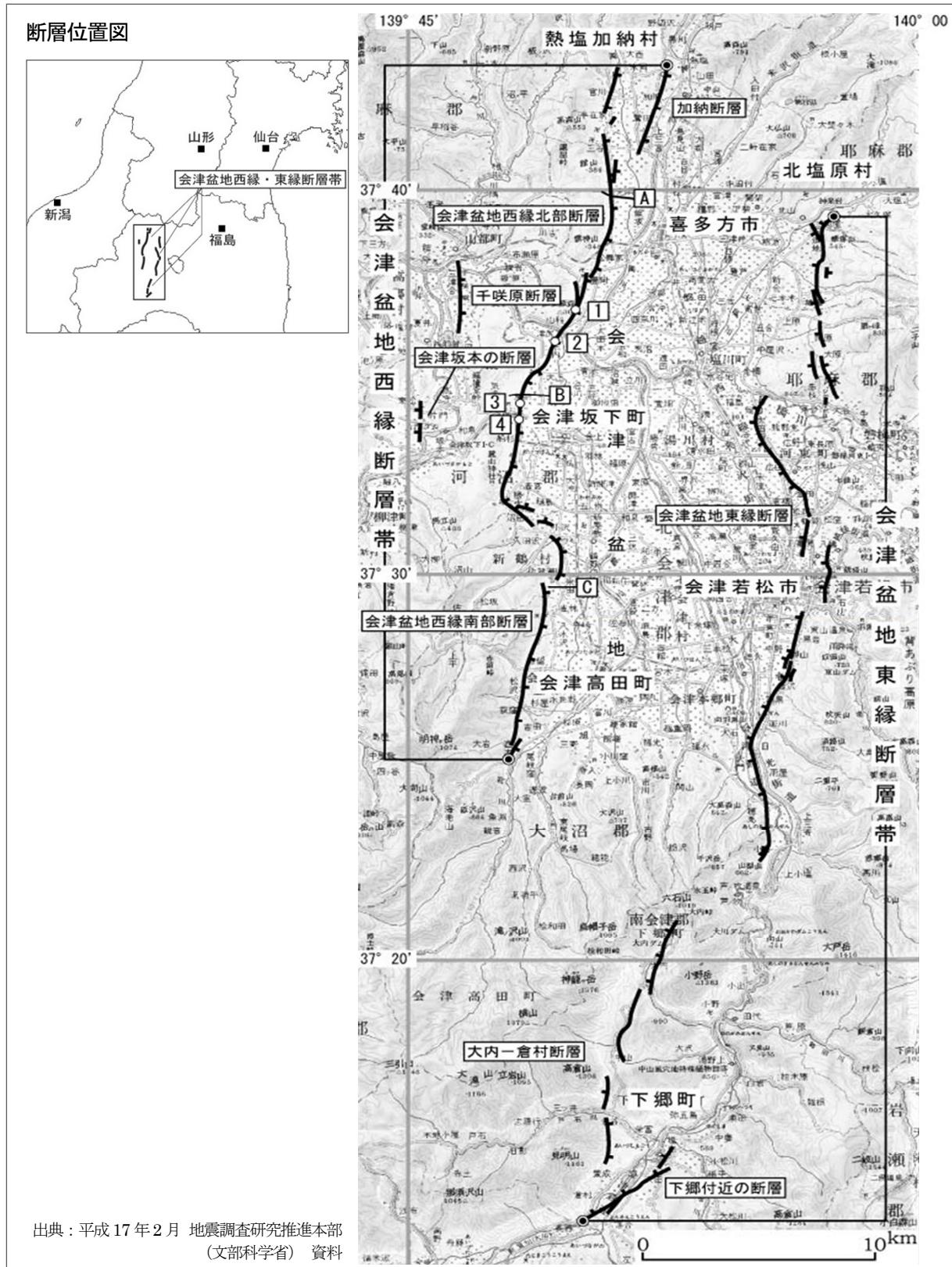
また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が

第1編 総則

第4章 南会津町の地震災害と地震想定調査

困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間において豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。



第3節 想定調査成果の活用（町における地震災害対策の検討）

町においては、福島県の実施した地震被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害対策の検討、南会津町地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

▶ 第5章 調査研究推進体制の充実 ◀

第1節 町の調査研究体制

第1 防災アセスメントの実施

県で実施した地震被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町においては具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるため、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討を行う必要がある。

このため町は、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントを実施する。

また、風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取組

過去の災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所づきあいを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

▶ 第6章 防災関連機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 ◀

第1節 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

第1 福島県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第2 南会津町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に發揮するよう努める。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 南会津町

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

第1編 総 則

第6章 防災関連機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 水防活動に関すること
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

第2 消防機関

1 南会津地方広域市町村圏組合消防本部

- (1) 災害の警戒
- (2) 災害の防御
- (3) 救助・救急
- (4) 災害情報の収集
- (5) 防災思想の普及
- (6) 災害応急対策

2 南会津町消防団

- (1) 災害の警戒
- (2) 災害の防御
- (3) 災害情報の収集
- (4) 災害応急対策

第3 南会津町社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの設置
- (2) ボランティアの受け入れ
- (3) ボランティア団体との連絡調整
- (4) 災害対策本部との連絡調整
- (5) 福島県社会福祉協議会との連絡調整
- (6) ボランティア保険の加入
- (7) 要配慮者の支援

第4 指定地方行政機関

1 東北財務局（福島財務事務所）

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
- (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること

2 東北農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋・指導
- (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

3 関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給

4 東北経済産業局

- (1) 工業用水道の応急復旧対策
- (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
- (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

5 東北運輸局（福島運輸支局）

- (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
- (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

6 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動並びに水象の観測及びその成果の収集及び発表
- (2) 気象業務に必要な観測、予報、通信施設の整備
- (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

7 東北総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理
- (2) 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置
- (3) 各種非常通信訓練
- (4) 非常通信協議会の指導育成

8 福島労働局

- (1) 工場事業場における労働災害の防止

9 北陸地方整備局阿賀川河川事務所

- (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援

第1編 総 則

第6章 防災関連機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (3) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (4) 水防活動の支援
- (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保
- (6) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

第5 県の機関

1 福島県南会津地方振興局

- (1) 地方本部内の各班との連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 災害関係職員の動員及び派遣
- (4) 市町村及び防災関係機関との連絡
- (5) 市町村における被災対策の指導
- (6) 自衛隊の派遣要請
- (7) 災害救助法の適用
- (8) 管内における市町村及び防災関係機関の応援調整
- (9) 応急対策のための食料品、生活必需品等の調達、あっせん
- (10) 災害時における高圧ガス及び火薬類の取締り
- (11) 災害時における環境汚染に係る情報収集
- (12) 災害時における廃棄物の処理に係る関係機関との連携調整
- (13) ボランティア（医療ボランティア除く）の受け入れに関する連絡調整

2 南会津建設事務所（山口土木事務所）

- (1) 水防活動に関すること
- (2) 交通不能箇所の調査及びその応急対策
- (3) 土木関係被害の調査及びその応急対策
- (4) 被災県公共土木施設復旧
- (5) 水防警報等の発表及び伝達

3 南会津農林事務所

- (1) 農業関係の被害調査及びその応急対策
- (2) 農地関係の被害調査及びその応急対策
- (3) 民有林関係の被害調査及びその応急対策
- (4) 林道及び治山施設に係る災害復旧
- (5) 林野に係る地すべり等防止対策
- (6) 県所轄の林道及び治山等の被害調査

4 南会津保健福祉事務所

- (1) 災害時における防疫及び清掃、その他環境衛生
- (2) 被災地の飲料水の対策
- (3) 保健衛生関係の被害の調査及びその応急対策

第6 南会津警察署

- (1) 災害に関する予報及び警報の伝達
- (2) 災害状況の把握と警備体制の確立
- (3) 避難等措置
- (4) 交通の確保
- (5) 被災地における治安の確保
- (6) 災害防御活動及び災害救助活動に対する協力

第7 陸上自衛隊郡山駐屯地

- (1) 町及びその他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (2) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

第8 指定公共機関

1 日本郵便（株）

- (1) 災害時における郵便事業の運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

2 通信事業者（東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株））

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災電気通信施設の復旧

3 日本赤十字社

- (1) 医療、助産等の救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

4 電力事業者（東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株））

- (1) 電力供給施設の整備及び防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

第9 指定地方公共機関

1 会津乗合自動車（株）

- (1) 被災地の人員輸送の確保
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

2 各放送機関

- (1) 気象予報、警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送

第1編 総 則

第6章 防災関連機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

- (3) 放送施設の保安
- (4) 県民に対する防災知識の普及

3 各新聞社

- (1) 災害状況及び災害対策に関する報道

4 鉄道等各運輸業者

- (1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

5 南会津郡医師会

- (1) 医療・助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

第10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 会津よつば農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災組合員に対する融資の斡旋

2 南会津森林組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

3 南会津町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力

4 各金融機関

- (1) 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

5 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における受入者の保護及び指導
- (3) 災害時における病人等の受入及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

6 社会福祉施設等の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

7 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底
 - (2) 防護施設の整備
 - (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立

8 土木建設業者

- (1) 災害時における道路及び公共施設の応急復旧
 - (2) 応急復旧資機材の確保の協力

9 水道管工事業者

- (1) 災害時における上下水道の応急復旧
 - (2) 応急復旧資機材の確保の協力

10 赤十字奉仕団・ボランティア団体

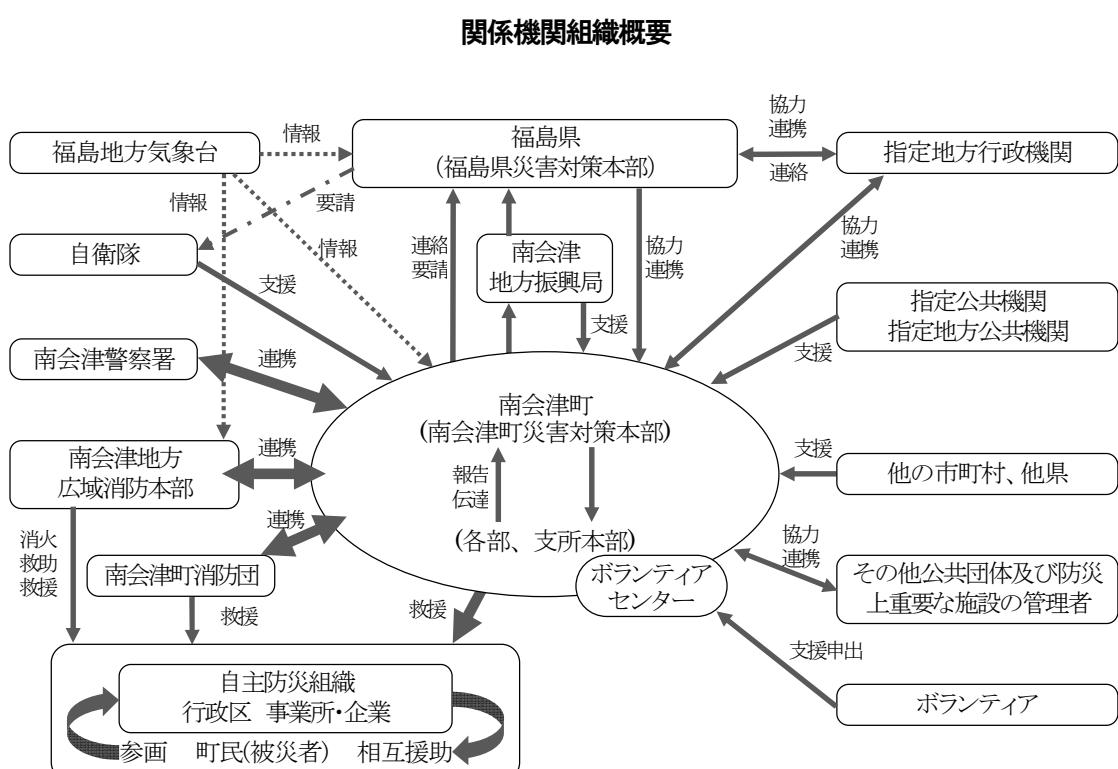
- (1) 炊き出しの協力
 - (2) 要配慮者等の介護及び看護の協力

11 宿泊施設

- (1) 災害時における二次避難者の受入れ
 - (2) 要配慮者等の受入れ協力

12 燃料供給業者

- (1) 施設の安全管理
 - (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への優先的な供給



第7章 住民等の責務

第1節 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2節 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

▶ 第8章 防災ビジョン ◀

第1節 防災ビジョン策定の背景

「第3次南会津町総合振興計画」（令和5年度～令和12年度）では、「夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現に向けて」を掲げている。「南会津町地域防災計画」は、「第3次南会津町総合振興計画」を補完する個別計画として位置づけられ、「第3次南会津町総合振興計画」の基本的施策を引き継ぐものである。

第3次南会津町総合振興計画より抜粋

《快適で充実した生活が送れる魅力ある生活基盤づくり》

「災害・犯罪への備え」

(1) 自主防災組織の強化

- ・地域に根ざした防災活動の主体となる自主防災組織や消防団員（先遣隊）の定員確保などにより、各地域における防災力を強化します。
- ・防災研修や避難訓練などを通じて、地域防災力の強化を図ります。

(略)

(4) 備蓄品の確保

- ・災害時の備えとして、備蓄品を確保し、定期的な入れ替えなどにより、しっかりと管理します。

第2節 防災ビジョン～「先を読む防災力で、まちを守る」

地域防災の基本は、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政施策としての「公助」が適切に役割分担された社会を形成することである。

これらの「三助」を実現するためには、住民や事業者の防災力を向上させることも重要だが、何よりも地域防災計画を策定し、防災に係る各主体の役割を定め、災害対策の原則的事項の詳細を定め、これらの推進を約束する行政の役割がもっとも重要である。

こうした行政の役割にもかかわらず、平成23年7月新潟・福島豪雨災害で把握された課題の数々は、その要因をたどれば「災害に対する危機感の希薄」に集約することができる。

これは、いわば行政機関の災害に対する想像力の欠如という反省点を顕在化させたものであり、本町の防災対策にあっては、先を見越した対処を怠らないこと、行政機関の全職員が危機管理の責務を負っていることを再認識しなければならない。

そこで、本計画では、「先を読む防災力で、まちを守る」を防災ビジョンとし、アメリカの危機管理の原則として知られている「プロアクティブ（proactive）の原則」を本町の行動原則として導入する。

プロアクティブの原則とは、以下の3原則である。

- ①疑わしいときは行動せよ。
- ②最悪の事態を想定して行動せよ。
- ③空振りは許されるが見逃しは許されない。

第3節 防災アクションプログラム

防災ビジョンを達成するための防災アクションプログラムとして、A～Hの8プログラムを設定した。これらの内容は以下に示すとおりである。

防災アクションプログラム《A》 町民の災害時の行動力を強化する。

(1)防災インフォメーションブースの設置

住民啓発のための印刷物等の情報媒体を日常的に身辺に置いておくことは難しい。

また、防災全般に関する知識や情報の提供手法として町のホームページ等には限界がある。さらに、地域の通信環境、個人のコンピュータ所有状況等により、全住民に遗漏なく情報を届けることは難しい。

そこで、公民館や支所、出張所、児童館・子育て支援センター、小中学校等、各種観光施設、さらに商業施設等、多数の町民が集まる施設の一角に防災インフォメーションブースを設け、できるかぎり住民が時間や場所に縛られずに自発的に防災関連情報に触れることができるようとする。

これらのブースは、通常のパンフレット等の書架型式のみでなく、関連パネル等を設置して、人々の注意を惹くことが重要である。

(2)達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標：対象施設への設置率 100%。

◆担当部局：住民生活課

防災アクションプログラム《B》 個別訓練を確実に実施する。

(1)動員訓練等

地域防災計画では、町及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するとしており、動員訓練をそのひとつとして掲げている。

平成23年7月新潟・福島豪雨災害時には、動員の伝達が全職員に伝わらなかった。

動員の伝達は、部署により規模、就業環境、職員関係も異なることから、各部署で確実性の向上を工夫すべきであり、徹底した動員配備発令訓練で、確実な参集を実現しなければならない。

また、動員訓練などの個別訓練は、地域防災計画や災害時職員初動マニュアル、業務継続計画（BCP）の確認訓練の意味合いを持つことから、訓練の成果を上記計画書やマニュアル等の改善等に反映させる。

なお、これまで必ずしも定期的に実施されてこなかった総合防災訓練も年1回実施する。

(2)達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「長期目標」とし、毎年継続する。

◆達成目標：総合防災訓練：年1回実施

個別訓練（動員訓練（非常参集訓練含む）、水防訓練、通信訓練、災害対策本部運営

訓練、避難所設置運用訓練、土砂災害防災訓練、消火訓練、救出・救助訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練、図上演習訓練) : 年1回実施

◆担当部局：住民生活課

防災アクションプログラム《C》 地域・職員間の温度差を解消する。

(1) 災害対応・業務の引き継ぎ・協力体制の構築

平成23年7月新潟・福島豪雨災害は合併後5年の時点であり、職員の災害対応には旧町村感覚から温度差が生じた。また、部署間の温度差も指摘された。甚大な被害のあった伊南総合支所や館岩総合支所、また一部の部署は災害発生時から対応に追われたが、他支所や他部署については、災害が週末に起こったこともあり、どこか他人事のような印象を感じたとの指摘もある。

このような温度差は、支所、部署に限らず解消されなければならない。1つの支所に被害が集中した場合、これを全町を挙げてバックアップする体制づくりが必要である。また、防災技術を有する人材を有効に活用することも重要である。

これらを受けて、災害が発生した場合の本庁・支所間の部署間同士の業務引き継ぎ・協力体制を検討し、業務継続計画（BCP）のシステムとして構築することとする。

(2) 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「中期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：本庁・支所、部署間の災害対応・業務対応の整理・調整資料作成（住民生活課）

第2段階：検討会議の開催（本庁・各支所・部署代表者）

第3段階：BCP、災害時職員初動マニュアルへの記載。

◆担当部局：住民生活課

防災アクションプログラム《D》 防災情報ネットワーク・情報伝達体制を整備する。

(1) (仮称)防災情報チャートの作成

① 概 要

円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えることが重要であるが、これらの伝達系統網を、一目で判読できるような情報整理が必要である。

庁内及び関係機関は、(仮称)防災情報チャートを作成、常備しておくことが望ましい。

チャートは、本計画書中に示された情報伝達系統をすべて図化し、必要な電話番号、アドレス等を記載する。判型はA2判以上の大きさとする。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：フロー図を作成する。

第2段階：印刷の後、全職員及び関係機関に配布する。

◆担当部局：住民生活課

(2) 情報伝達手法の発達に伴う技術情報の収集・反映

① 概 要

近年の情報環境の進展はめざましい。緊急性を必要とする町の防災システムには、利便性や効率

性の高い技術が、率先して導入されることが望ましい。

日々向上する情報伝達技術を常に収集し、日常的な調査・研究を進め、防災システムに反映するとともに、町のサーバーに関するセキュリティ対策への調査・研究を推進することが望ましい。

情報収集の成果は、定期的に機関誌やネット上に公開し、職員の情報環境への知見を広めることとする。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「中～長期目標」とする。

◆達成目標：定期的に庁内職員を対象とした機関誌を発行する。

情報収集、調査・研究（庁内システムへの反映手法等）を行う。

◆担当部局：住民生活課

防災アクションプログラム《E》 避難行動要支援者を確実に守る体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

災害時において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に実施するためには、支援を必要となる者が地域のどこにどのように暮らしているかを適切に把握しておく必要がある。そのために、平時から、町が保有する避難行動要支援者情報に基づく名簿を作成し、防災組織、民生・児童委員等の関係機関との情報の共有を図る。

対象とする避難行動要支援者は、以下のとおりである。

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯。
- ② 身体障がい者のうち、身体障害者手帳の1級又は2級所持者。
- ③ 知的障がい者のうち、療育手帳のA所持者。
- ④ 精神障がい者のうち、保健福祉手帳1級所持者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする療養者のうち、更生医療による人工透析を受けている者又は在宅酸素療養者。
- ⑥ 介護保険法に基づく要介護認定を受けた者のうち、要介護3以上の者。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者。

なお、避難行動要支援者名簿は、上記対象者を無条件に名簿化したものであり、対象者の家族構成、対象者の身体状況（緊急時に一人で避難が可能か否か、要介護認定が2であっても歩行ができず車椅子生活の場合もある等の個々の状況）等が考慮されていないので、現状にあった名簿とするため、避難行動要支援者本人の自主的な申請による「手上げ方式」をとりつつ、住民の状況を把握できる民生・児童委員を通じて支援が必要と思われる方に働きかける「同意方式」により実態調査をして登録名簿を作成し、よりきめ細やかな避難行動要支援者支援体制を構築することが重要である。

(2) 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：避難行動要支援者登録制度の創設をする。

第2段階：避難行動要支援者名簿を作成する。

第3段階：名簿に基づき対象者に登録申請書を送付した後、登録申請の受付、民生・児童委員による実態調査を実施する。

第4段階：登録申請。実態調査を受けて名簿を修正・補完し、名簿の完成とする。

◆担当部局：住民生活課・健康福祉課

防災アクションプログラム《F》 事業所のBCP(事業継続計画)策定を支援する。

(1) 事業継続ガイドラインの提供

事業所においては、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の視点に基づいた地震災害に対する事業リスクやコストの概略を把握し、事業継続のためのシステム構築が推進されている。BCPについて、内閣府は以下のように整理している。

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられる。

この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」（BCP）と呼び、内容としては、バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。それらは、事業内容や企業規模に応じた取組でよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組が望まれている。

本防災アクションプログラムでは、BCPに関して「事業継続ガイドライン」（内閣府）が策定されていることから、これを町内の事業所に紹介し、事業の継続に関する考え方を周知する。

また、一般に大企業等に偏りがちな、こうしたガイドライン等の導入は、中小の事業所にとって受け入れられやすいコンパクトな型式、南会津町の実情に基づいた形にアレンジすることが重要である。

(2) 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「中期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：庁内におけるBCP理解について共通認識を持つ。

第2段階：事業所の計画策定ガイドラインを作成する。南会津町の実情に応じてBCP計画書の型式等をアレンジすることに留意する。

第3段階：広報や各種機会を利用して、事業所に対するBCP導入を周知する。

第4段階：相談・指導等を行う担当者を設置し、事業所を支援する。

◆担当部局：商工観光課

防災アクションプログラム《G》 地域を知る自主防災組織を育成・支援する。

(1) 防災インフォメーションブースの設置

① 概 要

本防災プログラムは、プログラム《A》を併用するものである。

自主防災組織の組織率並びに組織の実効性の向上を図るためにには、まず住民一人ひとりの防災力を高め、底上げする必要がある。そのためには、防災に関する情報の露出度を高め、住民が必要とする情報が容易に得られる拠点を設置することが重要である。

住民啓発のための印刷物等の情報媒体を日常的に身辺に置いておくことは難しい。

また、防災全般に関する知識や情報の提供手法として町のホームページ等には限界がある。さらに、地域の通信環境、個人のコンピュータ所有状況等により、全住民に遗漏なく情報を届けることは難しい。

そこで、公民館や支所、出張所、児童館・子育て支援センター、小中学校等、各種観光施設、さら

に商業施設等、多数の町民が集まる施設の一角に防災インフォメーションブースを設け、できるかぎり住民が時間や場所に縛られずに自発的に防災関連情報に触れることができるようとする。

これらのブースは、通常のパンフレット等の書架型式のみでなく、関連パネル等を設置して、人々の注意を惹くことが重要である。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標：対象施設への設置率 100%。

◆担当部局：住民生活課

(2) 自主防災組織リーダー懇談会

① 概 要

県と協力した研修会、講習会等の開催のほか、自主防災組織の活動を町の実情に即したものとするため、組織リーダーを対象とした懇談会を開催する。

出席者は、町、社会福祉協議会、行政区長、民生委員、組織リーダー、その他希望する組織構成員とし、組織の活動について自由意見を交わしながら、活動運営の課題の解決、組織活動の向上のための手法の検討、必要防災資機材等の確認及び補充等の対応を行う。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短～中期目標」とする。

◆達成目標：懇談会を開催する。

意見・成果（活動への具体的反映項目）の記録、報告を行う。

◆担当部局：住民生活課

(3) 自主防災組織リーダーマニュアルの作成

① 概 要

自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、リーダーとしての防災知識・活動力、リーダーシップの向上を図るとともに、組織力の強化・実効力の向上を図る。

マニュアル作成においては、上記懇談会等により組織リーダーの防災知識等の実情を把握するとともに、町の実情に即した必要事項を記載する。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：懇談会により、現状の自主防災組織及びリーダーの実情を把握する。

第2段階：実情を反映したマニュアルを作成する。

第3段階：マニュアルの配布及び講習を実施する。

◆担当部局：住民生活課

(4) 自主防災組織連絡協議会の設置

① 概 要

自主防災組織の活動レベルの向上を図るため、及び自主防災組織間、町、関連機関の連携強化のため自主防災組織連絡協議会を設置する。設置に当たっては、設置プランを作成し、早期の設置を実現する。

② 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「短期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：「自主防災組織連絡協議会」設置プラン作成し、目標、事業内容を設定する。

第2段階：協議会に参加する組織等を確定する（要協議・調整）。

第3段階：協議会の設置。

◆担当部局：住民生活課

防災アクションプログラム《H》 災害廃棄物を適正に処理する。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

大地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きい。がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難である。

したがって、大地震の発生に伴う建物等被害からのがれきや避難所からのごみ・し尿問題などに對して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

対象とする災害廃棄物は以下のとおりとし、計画の策定を行う。

【がれき】損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等。

【粗大ごみ】震災により一時的に大量に発生した廃家具類・廃家電製品等。

【生活ごみ】震災により発生した生活ごみ。

【適正処理困難物】アスベスト、P C B、消火器等適正処理が困難な廃棄物。

【し尿】避難収容施設等の仮設トイレ等からのくみ取りし尿。

(2) 達成目標

本防災アクションプログラムの達成期間は「中期目標」とする。

◆達成目標

第1段階：がれき、粗大ごみ、生活ごみ、適正処理困難物、し尿等、対象廃棄物の発生量を予測する。

第2段階：対象廃棄物の搬送手段及び一時的な保管場所の選定を行う。

第3段階：一時保管場所を確保する。

◆担当部局：環境水道課